



川協推発第37号

令和6年8月21日

川口市男女共同参画推進委員会委員長 様

川口市長 奥ノ木 信夫



第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を
抱える女性への支援計画の策定について（諮問）

川口市男女共同参画推進条例（平成24年条例第17号）第10条第2項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 諮問事項 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について
- 2 諮問理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく、「川口市DV対策基本計画」の計画期間が令和6年度に最終年度となることから第2次計画の策定を行う。
また、令和6年4月1日より困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）の施行となり、第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を策定することが努力義務である。
このことから、政策的に関連が深い、配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」と困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」を一本化し策定することについて諮問するものです。